

食料雑貨品店の営業時間について

3月28日、トーレス知事は、スーパーマーケットを含む食料雑貨品店の営業を午前6時から午後6時まで（以前は午前6時から午後1時まで）に変更する旨発表しました。同措置は3月29日から発効しています。

なお、店舗等の入店に際しては、下記事項が義務付けられます。

- 出入口を一方通行とすること。
- 店舗内の混雑緩和に努めること。
- レジでの列間隔を6フィート以上開けること。
- 出入口のドアノブ、ショッピングカートや買物籠の持ち手、冷蔵庫及び冷凍庫の取っ手の定期的消毒。
- 店舗内の人数を公共事業部門（DPW）が定めた各店の収容人数制限の半数に制限すること。
- 商務省内アルコール・タバコ管理局は、新型コロナウイルス特別対策本部及び北マリアナ公立病院と連携し、各店舗において上記事項が実施されているか否かについて取り締まりを行い、実施されていない店舗に対しては、改善が確認されるまで店舗閉鎖をする。

マスクについては、入店時の義務の対象外とはなっているものの、一部店舗において着用を義務付けているところもあるようですので各店舗の指示に従ってください。

また、現在日本においては、換気の悪い「密閉」空間、多数の人が集まる「密集」した場所、近距離での「密接」な会話の三密を避けるよう推奨されています。在留邦人の皆様におかれても、ノー三密を励行願います。